



ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

## 全社協のボランティア活動保険の「大規模災害特例」に関するお知らせ

全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」では、この度の西日本豪雨災害、北海道胆振東部地震に関するボランティア活動に関して「大規模災害特例」を既に適用しておりますので、その概要やポイントについてお知らせします。

### 「大規模災害特例」とは？

全社協の「ボランティア活動保険」では大規模災害が発生し、災害ボランティアセンターが設置され、災害復旧対応のボランティア活動に緊急性がある場合、被災地の道県社会福祉協議会から全国社会福祉協議会への要請にもとづいて、「大規模災害特例」を適用し、ボランティアの方々が、速やかに災害復旧活動に対応できるよう利便性を図っています。

### 「大規模災害特例」が適用された場合と、通常の場合とでは何が違うのですか？

- ① 補償開始・・・通常は加入申込手続きの完了した日の翌日午前0時から補償開始となりますが、大規模災害特例が適用された場合は、社会福祉協議会で加入申込手続きが完了した時点から即時の補償開始となります。
- ② 加入申込み・・・通常はボランティア自身が所属または居住する最寄りの社会福祉協議会でボランティア活動保険を申込みいただきますが、大規模災害時のボランティアの場合は、被災地の社会福祉協議会でも加入が可能となります。(ボランティア活動保険は自宅と活動場所の往復途上も補償されます。また、被災地では混乱も想定されますので、極力自宅最寄りの社会福祉協議会に加入してください。)

### ボランティア活動保険の「基本タイプ」と「天災タイプ」では、補償がどのように違うのですか？

- ①「基本タイプ」は、ボランティア活動中のケガと損害賠償責任を補償するタイプですが、天災(地震・噴火・津波)が原因によるケガは補償されません。なお、台風・洪水・突風など、地震・噴火・津波以外の災害によるケガは、基本タイプでも補償されます。
- ②「天災タイプ」は、基本タイプの補償範囲に加えて、天災(地震・噴火・津波)が原因によるケガも補償されます。(なお、天災による賠償責任の補償は、対象外です)

### どちらのタイプに加入すればいいのですか？

上記のとおり、台風・洪水・突風などの風水害によるケガは、「基本タイプ」、「天災タイプ」の何れでも補償されますが、「天災タイプ」でなければ補償の対象にならないのは、地震・噴火・津波が原因によるケガの補償です。

したがって、例えば震災復旧などのボランティア活動中に、余震によって崩れた建物でケガをされたような場合は、「天災タイプ」でなければ補償されません。

ご加入にあたっては、ボランティア活動保険パンフレットを参照いただき、必要な補償をよくご確認のうえご加入ください



■上記は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。